

千葉市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第32号

千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「22万円」を「21万円」に改める。

第12条の表第1号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第14条の2中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第36条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第7条第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「又は消費等」を「若しくは消費等」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第9条の次に次の1条を加える。

（耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税の減額）

第9条の2 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとするものは、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）納税義務者の住所及び氏名又は名称
- （2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- （3）家屋の建築年月日及び登記年月日
- （4）耐震改修が完了した年月日
- （5）耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、当該申告書を 3 月以内に提出ができなかった理由

附則第 10 条の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条中「平成 15 年度類似用途変更宅地等」を「平成 18 年度類似用途変更宅地等」に、「平成 16 年度類似用途変更宅地等」を「平成 19 年度類似用途変更宅地等」に、「平成 17 年度類似用途変更宅地等」を「平成 20 年度類似用途変更宅地等」に、「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号）附則第 13 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 15 条」に改める。

附則第 12 条第 2 項第 1 号中「法附則第 20 条に規定される宅地評価土地」を「宅地及び法附則第 17 条第 4 号に規定する宅地比準土地」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条及び附則第 7 条の改正規定並びに附則第 4 条の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の千葉市市税条例（以下「新条例」という。）第 10 条の 2 の規定は、平成 18 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 17 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 10 条の規定は、平成 18 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 17 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 平成 18 年 7 月 1 日（次項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例

による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第34条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円
- (2) 新条例附則第7条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円